

一般社団法人山梨県言語聴覚士会

慶弔規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人山梨県言語聴覚士会（以下「当法人」という。）の会員及び当法人と関係の深い者又は団体等の慶弔見舞金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報の集約と対処)

第2条 会員が、他の会員、関係者、関係団体等の慶弔等について知った時は、速やかに事務局に通知する。

2 事務局は、第3条以降の規定に沿って対処する。

(会員)

第3条 会員死亡の時は、香典などを贈る。

2 その他の慶弔については、第6条により対処する。

第4条 会員が風水害、火災、その他重大な災害を受けた場合は、被害の状況程度に応じて、会長、副会長、事務局長、財務担当者が協議した上、見舞金を送ることが出来る。

(関係者・関係団体等)

第5条 関係者、関係団体等の慶弔の時は、会長、副会長、事務局長、財務担当者が協議した上、第2～4項に沿って対処する。

2 関係者死亡の時は、香典などを贈る。

3 団体記念行事、施設開所式等に会長が招待された時は、祝金などを贈る。

4 その他の慶弔に関しては、第6条により対処する。

(その他)

第6条 その他の慶弔については、会長、副会長、事務局長、財務担当者が協議して対処する。

(費用)

第7条 慶弔に関する費用は、予備費を充てる。

(附則) この規定は、平成26年9月1日から施行する。